合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成15年7月31日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町・湖東町合併協議会 会 長 中 村 功 一

記

合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町を廃し、その 区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

協	***	
	355	項

合併の方式について

協定項目No.

1

	新 設 合 併	編 入 合 併
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つ の市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入(吸収)すること。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格は、 すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発 生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編んされる市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はな〈、編〉 される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての 議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙 で選任される。ただし、定数、任期等については合 併特例法による特例あり。	更はなく、編入される市町村の議員は、原則として
-般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村にき き継がれる。
特別職の取り扱い	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 下記の行政委員会の委員については、新市長就任後の、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間、特別に委員を選任する手続きが別に定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更た 〈編入される市町村の特別職はすべてその身分を 失う。

最近の先進事例

<新設合併>

平成11年4月1日 兵庫県 篠山市 (篠山町、西紀町、丹南町、今田町)

平成13年1月21日 東京都 西東京市 (田無市、保谷市)

平成13年5月1日 埼玉県 さいたま市 (浦和市、大宮市、与野市)

平成14年4月1日 香川県 さぬき市 (津田町、大川町・志度町・寒川町・長尾町)

平成15年4月1日 宮城県 加美町 (中新田町、小野田町、宮崎町)

群馬県 神流町 (万場町、中里村)

山梨県 南アルプス市 (八田村、白根村、芦安村、

若草町、櫛形町、甲西町)

岐阜県 山県市 (高富町、伊自良村、美山町)

静岡県 静岡市 (静岡市、清水市)

広島県 大崎上島町 (大崎町、東野町、木江町)

香川県 東かがわ市 (引田町、白鳥町、大内町)

福岡県 宗像市 (宗像市、玄海町)

熊本県 あさぎり町 (上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村)

平成15年4月21日 山口県 周南市 (徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町)

<編入合併>

平成13年1月1日 新潟県 新潟市 (新潟市、黒崎町) 平成13年4月1日 茨城県 潮来市 (潮来町、牛堀町)

平成15年3月1日 広島県 廿日市市 (廿日市市、佐伯町、吉和村)

平成15年4月1日 愛媛県 新居浜市 (新居浜市、別子山村)

広島県 呉市 (呉市、下蒲刈町)